

# 財務諸表

## 貸借対照表

[ 資産の部 ]

( 単位:百万円、% )

期 別 科 目	第81期末 (平成14年3月31日)		第82期末 (平成15年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
現金預け金	29,276	3.90	26,585	3.54
現金	22,017		20,201	
預け金	7,259		6,384	
コールローン	50,053	6.66	54,562	7.27
買入金銭債権	42	0.01	37	0.01
金銭の信託	748	0.10	3,258	0.43
有価証券 <sup>1-8</sup>	178,829	23.80	174,565	23.27
国債	55,496		44,219	
地方債	5,973		5,956	
社債	75,755		82,309	
株式	10,564		9,771	
その他の証券	31,040		32,309	
貸出金 <sup>2-3-4-5-9</sup>	472,770	62.91	475,952	63.44
割引手形 <sup>6</sup>	7,512		5,255	
手形貸付 <sup>7</sup>	71,162		59,777	
証書貸付	346,794		367,342	
当座貸越	47,299		43,577	
外国為替	41	0.00	27	0.00
外国他店預け	41		27	
買入外国為替 <sup>6</sup>	0		-	
その他資産	3,633	0.48	3,637	0.48
前払費用	52		37	
未収収益	1,310		1,174	
その他の資産	2,270		2,425	
動産不動産 <sup>10-11-12</sup>	9,675	1.29	9,881	1.32
土地建物動産	9,025		9,390	
建設仮払金	129		-	
保証金権利金	519		490	
繰延税金資産	8,132	1.08	6,506	0.87
支払承諾見返	8,431	1.12	4,526	0.60
貸倒引当金	10,164	1.35	9,234	1.23
資産の部合計	751,469	100.00	750,306	100.00

[ 負債及び資本の部 ]

( 単位:百万円、% )

期 別 科 目	第81期末 (平成14年3月31日)		第82期末 (平成15年3月31日)	
	金額	構成比	金額	構成比
預金	712,149	94.77	716,342	95.47
当座預金	20,857		16,886	
普通預金	281,878		302,612	
貯蓄預金	14,070		13,396	
通知預金	5,174		4,862	
定期預金	370,128		357,880	
定期積金	14,093		12,160	
その他の預金	5,945		8,544	
借入金	6,700	0.89	6,674	0.89
借入金 <sup>13</sup>	6,700		6,674	
外国為替	0	0.00	0	0.00
売渡外国為替	-		0	
未払外国為替	0		0	
その他負債	3,614	0.48	1,652	0.22
未払法人税等	803		14	
未払費用	547		447	
前受収益	337		380	
従業員預り金	352		309	
給付補てん備金	7		5	
金融派生商品	-		1	
その他の負債	1,566		492	
賞与引当金	291	0.04	207	0.03
退職給付引当金	675	0.09	744	0.10
再評価に係る繰延税金負債 <sup>10</sup>	1,219	0.16	1,181	0.16
支払承諾	8,431	1.12	4,526	0.60
負債の部合計	733,080	97.55	731,329	97.47
資本金 <sup>14</sup>	7,485	1.00	-	-
資本準備金	5,875	0.78	-	-
利益準備金	1,601	0.21	-	-
再評価差額金 <sup>10</sup>	1,705	0.23	-	-
その他の剰余金	3,692	0.49	-	-
任意積立金	3,107		-	
退職給与積立金	25		-	
別途積立金	3,081		-	
当期末処分利益	584		-	
その他有価証券評価差額金	1,965	0.26	-	-
自己株式	5	0.00	-	-
資本の部合計	18,388	2.45	-	-
資本金	-	-	7,485	1.00
資本剰余金	-	-	5,875	0.78
資本準備金	-	-	5,875	
利益剰余金	-	-	5,343	0.71
利益準備金	-	-	1,609	
任意積立金	-	-	3,257	
退職給与積立金	-	-	25	
別途積立金	-	-	3,231	
当期末処分利益	-	-	475	
土地再評価差額金 <sup>10</sup>	-	-	1,743	0.23
その他有価証券評価差額金	-	-	1,456	0.19
自己株式	-	-	13	0.00
資本の部合計	-	-	18,976	2.53
負債及び資本の部合計	751,469	100.00	750,306	100.00

# 財務諸表

## 損益計算書

(単位:百万円、%)

期 別 科 目	第81期 (平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで)		第82期 (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	
	金額	百分比	金額	百分比
経常収益	20,846	100.00	18,859	100.00
資金運用収益	16,059		14,545	
貸出金利息	12,627		12,146	
有価証券利息配当金	2,326		2,226	
コールローン利息	229		30	
買入手形利息	0		0	
預け金利息	415		99	
金利スワップ受入利息	-		5	
その他の受入利息	459		37	
役員取引等収益	2,498		2,486	
受入為替手数料	1,068		1,014	
その他の役員収益	1,430		1,472	
その他業務収益	1,993		1,143	
外国為替売買益	8		6	
商品有価証券売買益	0		0	
国債等債券売却益	1,953		930	
国債等債券償還益	27		199	
金融派生商品収益	-		6	
その他の業務収益	1		-	
その他経常収益	295		682	
株式等売却益	101		517	
金銭の信託運用益	30		1	
その他の経常収益	162		164	
経常費用	20,047	96.17	17,860	94.71
資金調達費用	2,169		651	
預金利息	1,178		340	
譲渡性預金利息	-		2	
コールマネー利息	0		-	
借入金利息	144		153	
金利スワップ支払利息	20		-	
その他の支払利息	824		155	
役員取引等費用	986		1,245	
支払為替手数料	196		185	
その他の役員費用	790		1,060	
その他業務費用	242		120	
国債等債券売却損	-		15	
国債等債券償還損	84		29	
国債等債券償却	153		54	
その他の業務費用	4		20	
営業経費	12,358		12,170	
その他経常費用	4,290		3,673	
貸倒引当金繰入額	1,410		1,106	
貸出金償却	806		520	
株式等売却損	0		1,109	
株式等償却	1,996		845	
金銭の信託運用損	51		24	
その他の経常費用	25		67	

(単位:百万円、%)

期 別 科 目	第81期 (平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで)		第82期 (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	
	金額	百分比	金額	百分比
経常利益	799	3.83	998	5.29
特別利益	68	0.32	355	1.88
動産不動産処分益 <sup>1</sup>	7		-	
償却債権取立益	59		355	
その他の特別利益	0		0	
特別損失	78	0.37	32	0.17
動産不動産処分損 <sup>2</sup>	78		32	
税引前当期純利益	789	3.78	1,320	7.00
法人税、住民税及び事業税	855	4.10	22	0.12
法人税等調整額	512	2.45	869	4.61
当期純利益	445	2.13	428	2.27
前期繰越利益	208		236	
再評価差額金取崩額	55		-	
退職給付積立金取崩額	102		-	
中間配当額	189		189	
中間配当に伴う利益準備金積立額	37		-	
当期末処分利益	584		475	

## 利益処分計算書

(単位:百万円)

期 別 科 目	第81期 (株主総会承認日 平成14年6月27日)	第82期 (株主総会承認日 平成15年6月27日)
	当期末処分利益	584
計	584	475
利益処分額	347	189
利益準備金	8	-
配当金 (1株につき25円00銭)	189	189
任意積立金	150	-
別途積立金	150	-
次期繰越利益	236	285

## 財務諸表

第81期及び第82期の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

銀行法第21条第1項後段の規定により公衆の縦覧に供する書類について株式会社  
の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)による会計監  
査法人の監査を受けております。

## 重要な会計方針(第82期)

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法  
(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。  
(2)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法  
(1)動産不動産  
動産不動産は、定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物：2年～50年  
動産：2年～15年  
(2)ソフトウェア  
自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
- 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。  
(会計方針の変更)  
外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。  
なお、当事業年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」については、従前の方法により処理しております。  
資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益または未払費用を計上しております。  
なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額を将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。
- 引当金の計上基準  
(1)貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,677百万円であります。  
(2)賞与引当金  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。  
(3)退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。  
数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から費用処理

なお、会計基準変更時差異(2,385百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。

- リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- ヘッジ会計の方法  
ヘッジ会計の方法は、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。
- 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
- その他の財務諸表作成のための重要な事項  
(1)自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準  
「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。なお、これによる当事業年度の資産及び資本に与える影響はありません。  
なお、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。  
(2)1株当たり当期純利益に関する会計基準  
「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については「1株当たり情報」に記載しております。

## 注記事項(第82期)

(貸借対照表関係)

- 子会社の株式総額 54百万円  
なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は5,666百万円、延滞債権額は28,223百万円です。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は2,220百万円です。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,990百万円です。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は40,100百万円です。  
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,255百万円です。
- ローン・パーティシペーションで平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は16,250百万円です。
- 担保に供している資産は次のとおりです。  
日本銀行共通担保、為替決済、業界共通システム、公金事務等の取引の担保として、有価証券46,979百万円を差し入れております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、120,332百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が119,582百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

1,947百万円

11. 不動産の減価償却累計額 3,988百万円

12. 不動産の圧縮記帳額 342百万円

（当期圧縮記帳額 - 百万円）

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金6,600百万円が含まれております。

14. 会社が発行する株式の総数 普通株式 17,000千株

発行済株式総数 普通株式 7,591千株

15. 会社が保有する自己株式の数 普通株式 5千株

（損益計算書関係）

第81期

1. 内訳は次のとおりであります。

土地売却益 7百万円

2. 内訳は次のとおりであります。

土地売却損 16百万円

除却損 62百万円

第82期

2. 内訳は次のとおりであります。

除却損 32百万円

（リース取引関係）

1. リース物件の所有権が借主に転移すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

取得価額相当額 2,615百万円 431百万円 3,046百万円

減価償却累計額相当額 1,744百万円 177百万円 1,922百万円

期末残高相当額 871百万円 253百万円 1,124百万円

・未経過リース料期末残高相当額

1年内 1年超 合計

492百万円 707百万円 1,199百万円

・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 545百万円

減価償却費相当額 482百万円

支払利息相当額 52百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

1年内 1年超 合計

未経過リース料 9百万円 3百万円 13百万円

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当ありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,644百万円
その他有価証券評価差額金	850百万円
有価証券償却否認額	783百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	301百万円
減価償却超過額	152百万円
税務上の繰越欠損金	275百万円
その他	154百万円
繰延税金資産小計	7,162百万円
評価性引当額	655百万円
繰延税金資産合計	6,506百万円
繰延税金負債	- 百万円
繰延税金資産の純額	6,506百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	41.68%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.17%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	2.65%
住民税等均割額	1.73%
評価性引当額	15.26%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	10.43%
その他	0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.57%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額

「地方税法等の一部を改正する法律（平成15年3月法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より当行の法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることにより、当該課税標準の一部は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。

この変更に伴い、当行の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は当事業年度の41.68%から40.38%となり、「繰延税金資産」は158百万円減少し、当事業年度に計上された「法人税等調整額」は137百万円増加しております。「再評価に係る繰延税金負債」は38百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。また、「その他有価証券評価差額金」は20百万円減少しております。

（1株当たり情報）

	第82期 （自平成14年4月1日至平成15年3月31日）
1株当たり純資産額	2,501.59円
1株当たり当期純利益	56.44円

（注）1. 1株当たり当期純利益は期中平均株数（「自己株式」を除く）により算出しております。

2. 第82期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

なお、第81期に係る財務諸表において採用していた方法により算定した、第82期の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は同額であります。

3. 第82期の1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	第82期 （自平成14年4月1日至平成15年3月31日）
1株当たり当期純利益	428百万円
当期純利益	-
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	428百万円
普通株式の期中平均株式数	7,587千株

4. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。